

別表1

サービス区分	支給単位
通所系	
生活介護	1事業所当たり
短期入所(単独型)	
療養介護	
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
自立訓練(宿泊型)	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
共同生活援助系	
共同生活援助(介護サービス包括型)	1住居の定員1人 当たり
共同生活援助(日中サービス支援型)	
共同生活援助(外部サービス利用型)	
児通所系	
児童発達支援	1事業所当たり
児童発達支援センター	
医療型児童発達支援センター	
放課後等デイサービス	
児・者 入所支援施設	
障害者入所支援施設	定員1人当たり
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	

注)事業所当たりとは、指定時に与えられる事業所番号毎の申請となる。

例えば事業所番号1111122222 の事業所が生活介護と就労継続支援事業 B 型を提供している場合、申請は1事業所となる。また、多機能は1事業所、同一住所は1事業所となる。

別表2

通所系	支給単位	LPガスを利用している場合
生活介護	1事業所当たり	9,600円
短期入所（単独型）		
療養介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
自立訓練（宿泊型）		
就労移行支援		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型		
共同生活援助系	支給単位	LPガスを利用している場合
共同生活援助（介護サービス包括型）	1住居の定員1人 当たり	1,900円
共同生活援助（日中サービス支援型）		
共同生活援助（外部サービス利用型）		
児通所系	支給単位	LPガスを利用している場合
児童発達支援	1事業所当たり	4,000円
児童発達支援センター		
医療型児童発達支援センター		
放課後等デイサービス		
児・者 入所支援施設	支給単位	LPガスを利用している場合
障害者入所支援施設	定員1人当たり	1,400円
福祉型障害児入所施設		
医療型障害児入所施設		

※1 「共同生活援助系」の支給単位は、1住居当たりの定員数とし、1住居当たりの定員数が5人未満の場合は一律6人とする。また、プロパンガスの契約の場合の1住居当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額1,600円を減算することとする。

※2 「児・者 入所支援施設」におけるプロパンガス契約の場合の1事業所当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額1,600円を減算することとする。